

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

■クーリング・オフの手続き手順(メール等の場合)

1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。

2 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。

3 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキで通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

■メールの記載例

宛先: xxxx@xxxx.co.jp
 件名: クーリング・オフ通知
 ○○株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○○○円
 販売会社 ○○株式会社○○営業所
 担当者 ○○○○氏

支払った代金○○○○○○円を返し、商品を引き取ってください。

令和○年○月○日
 栃木県○市○町○丁目○番○号
 氏名 ○○○○

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)
- 特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)
- 電話勧誘販売
- 訪問購入(いわゆる訪問買取)

8日間

- 業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)
- 連鎖販売取引(マルチ商法)

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

い や や!
☎188 (嫌や! 悪質商法!)



宇都宮市消費生活センター	028-616-1547	那須塩原市消費生活センター	0287-63-7900
足利市消費生活センター	0284-73-1211	さくら市消費生活センター	028-681-2575
栃木市消費生活センター	0282-23-8899	那須烏山市消費生活センター	0287-83-1014
佐野市消費生活センター	0283-20-3015	下野市消費生活センター	0285-44-4883
鹿沼市消費生活センター	0289-63-3313	上三川町消費生活センター	0285-56-9153
日光市消費生活センター	0288-22-4743	芳賀地区消費生活センター	0285-81-3881
小山市消費生活センター	0285-22-3711	(益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)	
真岡市消費生活センター	0285-84-7830	壬生町消費生活センター	0282-82-1106
大田原市消費生活センター	0287-23-6236	野木町消費生活センター	0280-23-1333
(大田原市・那珂川町)		高根沢町消費生活センター	028-675-3000
矢板市消費生活センター	0287-43-3621	那須町消費生活センター	0287-72-6937
(矢板市・塩谷町)		栃木県消費生活センター	028-625-2227

悪質商法かも!? 勧誘されたら188番

楽しく稼げる

サイドビジネス商法

簡単に
もうかる

マルチ商法

今日だけ
割引

美容に関する
トラブル



関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費生活ホットライン ☎188



栃木県消費生活センター
☎028-625-2227



栃木県 消費生活

検索



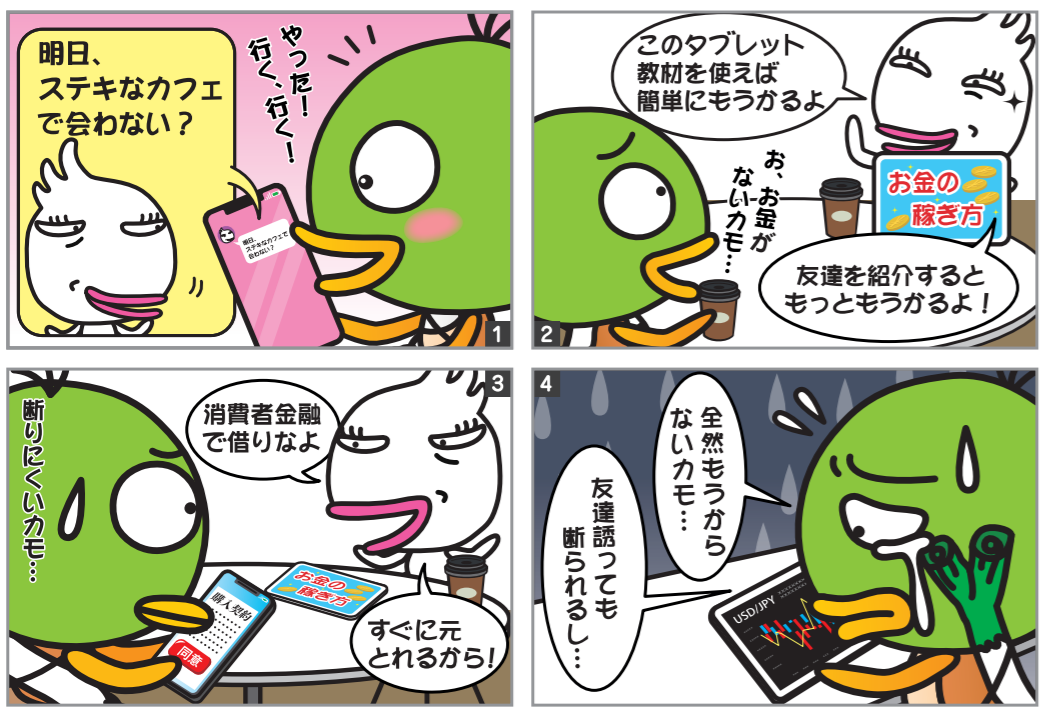
ウマイ話には裏があるかも…!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

マルチ商法

商品の購入やサービスの契約をして販売組織の会員になり、他の人を勧誘して入会させると紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達やアプリで知り合った人から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、あなた自身が加害者になることも…

美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思いい店舗に行ったら、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



ちゃんと確認して!

カモにならないために…

- 「今日契約するなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

サイドビジネス商法

「副業や内職で簡単に収入を得られる」等と勧誘し、仕事に必要があるとして商品やサービスを購入させる商法。



カモにならないために…

- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」ことを強調する広告やランキングサイトを、うのみにしない!
- 作業内容や利益のしくみが分からなければ契約しない!

契約前によく考えて!

緊急時サービスに関するトラブル

ネット広告等を見て安いと思いい依頼したところ、想定より高額な請求を受けたというトラブルが多く見られます。



カモにならないために…

- ネット広告の最低価格をうのみにしない。
- 作業前に見積書もらい、作業内容や、出張料、キャンセル料などを確認する。
- 市販の殺虫剤を準備するなど、日頃から害虫対策をしておく。

こんなケースにも注意!

トイレの詰まり修理や鍵紛失時の開錠などを、ネットで検索した安い業者に依頼したところ、追加作業を勧められ、高額請求される。